

鉛製の給水管について

鉛製の給水管が使用されている家庭では、朝一番や水道を長時間使用しないと、わずかですが鉛が溶け出していることがあります。この場合、バケツ1杯程度の使い始めの水は、風呂水や洗い物など、飲み水以外に使用してください。

🗨️ 上下水道施設課(2階) ☎561-2402、FAX561-2481



6月1日(木)
~7日(水)は
水道週間

使っていますか水道水

水道水 安心・安全 これからも

🗨️ 上下水道総務課(2階) ☎561-2440、FAX561-2481

水道水は、暮らしの中で欠かせません。市では安全性を厳しくチェックし、おいしい水道水を皆さんに届けられるよう努めています。最近では、ミネラルウォーターを購入したり、ウォーターサーバーを設置したりと、水道水以外にもさまざまな水があります。水を選択できるようになった今だからこそ、改めて水道水について考えてみませんか。

水道水の特徴

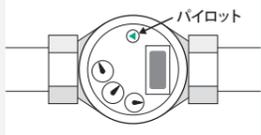
- ①安心 水道法で定められた51項目の水質基準値をクリアしなければ提供することができません。そのため、水質検査を行い、常に安全でおいしく飲める水を届けています。検査の結果は、市のホームページなどで公開しています。
- ②安定 蛇口をひねれば、いつでも安全でおいしい水が飲めます。災害時に断水が発生しても、復旧までの応急給水体制も整備しています。
- ③安価 水道水500ml当たりの価格は約0.06円*で、低コストで水を利用できます。*市の水道料金から計算

漏水にご注意ください

宅内にある水道管(給水管)からの漏水で上下水道料金が高額になる場合があります。給水管は水道使用者の所有物であり、皆さんに管理をお願いします。漏水時の上下水道料金も、使用者の負担となりますので、漏水防止のため、水道メーターを確認しましょう。蛇口を全て閉めた状態で水道メーターのパイロットを確認し、パイロットが回っていると漏水の可能性があります。特に、空き家や使用頻度が少ない施設は、漏水が発見されにくく、漏水時の上下水道料金が高額となる場合がありますので、定期的な確認を勧めています。

水道メーターの取替を行っています

水道メーターは、法令により8年の有効期間に合わせて、取替えなければなりません。有効期間が満了となる水道メーターの取替を、6月から12月にかけて行います。取替の際には、事前に「水道メーター取替のお知らせ」(ハガキ)で通知した上で、市指定の業者が伺いますので、協力をお願いします。なお、取替に伴う費用は、市が負担します。



湖南広域消防局からのお知らせ

熱中症を予防しましょう

6月ごろから気温や湿度が上昇し、熱中症による体調不良を訴える人が急増します。熱中症は予防できる病気です。気温や湿度が高いときなどは、十分な休息や水分摂取を行い、無理をせずエアコンを活用しましょう。熱中症予防のYouTubeを配信していますので、ぜひご覧ください。



YouTubeはこちら

一般公募救命講習会 I を開催します

心肺蘇生法を中心とした応急手当を学ぶ講習会です。詳しくは、お問い合わせください。

🕒 7月16日(日)9:00~12:00

📍 西消防署

🎯 草津・守山・栗東・野洲市内に在住か通勤・通学している中学生以上の人

📄 定 10人(先着順)

ガソリンの取り扱いに注意!

6月4日(日)~10日(土)は危険物安全週間です。

- ガソリンの性質 気温が-40度でも静電気などの火源があれば引火し、引火すると爆発的に燃焼します。
- 貯蔵や取り扱いの注意点 容器は金属製容器(消防法適合品)を使用しましょう。取り扱う時は風通しの良い場所で使用し、高温にさらされる場所での貯蔵は避けましょう。

- 🗨️ 湖南広域消防局 西消防署(上笠町) ☎568-0119、FAX568-2119 南消防署(野路九) ☎564-4951、FAX564-0613
- 危機管理課(1階) ☎561-2325、FAX561-6852

児童手当の現況届 7月14日(金)までに

現況届の提出は原則不要です。提出が必要な人には、現況届を送付しましたので、必ず提出してください。提出がないと、今後の支給ができません。

また、令和4年度に所得上限額超過で消滅となり、令和5年度に所得上限額を下回った場合、改めて児童手当の新規申請が必要ですので、お問い合わせください。

🏠 転入・出生された人は、新たに申請要(転出予定日・出生日の翌日から15日以内に申請)

📧 7月14日(金)まで(必着)に、直接か郵送で

🗨️ 子ども家庭・若者課 (さわやか保健センター2階) ☎561-2364、FAX561-6780

病児保育室「オルミス」お迎えサービス

子どもが登園(校)後に、急な発熱や体調不良で保護者のお迎えができないとき、看護師などがタクシーで迎えに行きます。

🎯 登園(校)後に急な病気で、保護者の就労などにより家庭で保育ができない、市内在住の生後6カ月~小学3年生

📄 定 4人(先着順)

💰 オルミスの利用料(送迎は無料)

🏠 事前に利用登録要
 ●迎え先は市内に限る
 ●病児保育室「陽だまり」では実施無し

📧 9:00~12:00に、オルミス(野村八、コス小児科2階) ☎535-0155

🗨️ 子ども・若者政策課 (さわやか保健センター2階) ☎562-7882、FAX561-6780



受給券の更新手続きをお忘れなく!

福祉医療費受給券(乳幼児・子ども医療を除く)、重度心身障害老人等福祉助成券、精神科通院医療費受給券(助成券)の有効期限は、7月31日(月)です。現在助成を受けている人には、6月中旬に更新の申請書を送ります。新規の人は、窓口で申請してください。

更新手続きが必要な福祉医療費助成項目一覧

助成項目	対象
心身障害者(児) 自 心身障害老人 自	【次のいずれかに該当する人】 ・身体障害者手帳所持者(1~3級) ・療育手帳所持者(A1・2、B1・2) ・特別児童扶養手当支給対象児童(1級)
65~74歳老人 ※一部負担金あり	本人と配偶者、扶養義務者の市民税が非課税の人
母子・父子家庭 自 所	18歳到達後の年度末を迎えるまでの子どもと、その子どもを扶養している母子(父子)家庭の母(父) ※父母のいない児童においても対象者に該当します
ひとり暮らし寡婦 自 所	かつて母子家庭の母として、20歳未満の子どもを扶養して、ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続し、今後も続くと見込まれる65歳未満の人
ひとり暮らし高齢寡婦 所 ※一部負担金あり	65~74歳で、ひとり暮らし寡婦の要件を満たす人
精神障害者(児) 精神障害老人 ※精神科通院医療費のみ助成	精神障害者保健福祉手帳所持者(1・2級)で自立支援医療(精神通院医療)の受給者

👤 自己負担金が必要な場合あり 所 所得要件あり

※乳幼児・子ども医療の受給券を持っている人の更新手続きは不要です

🗨️ 保険年金課(1階) ☎561-6975、FAX561-2480

結婚新生活を応援します! 結婚新生活支援事業

経済的な理由で結婚に踏み出せない世帯に、結婚に伴う新生活の費用の一部を補助します。申請に必要な書類など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。



- 対象経費 4月1日以降に、結婚を機に要した新居の住居費、リフォーム費用および引越し費用
- 補助額 住居費、リフォーム費用および引越し費用の合計額(限度額:夫婦ともに29歳以下60万円、39歳以下30万円)

🎯 次の全てに該当する世帯
 ●申請時点で、住民票の住所が、申請に係る市内住宅の住所である(夫婦のどちらかでも可)
 ●婚姻日に、夫婦ともに39歳以下
 ●3月1日~来年3月31日に婚姻届を提出し、受理されている
 ●夫婦の昨年分の合計所得が500万円未満(5月31日までに婚姻届が受理された場合、一昨年分の合計所得)
 ●この補助金の申請は初めて ●市税などの滞納がない
 ●他市区町村で、同様の給付を受けていない

📄 60件程度(先着順)

📧 来年2月29日(木)まで(必着)(来年3月1日(金)~31日(日)に婚姻届を提出する場合は、担当課に直接連絡してください)

🗨️ 子ども・若者政策課(さわやか保健センター2階) ☎562-7882、FAX561-6780